

令和6年度 第6回大島町農業委員会総会議事録

令和6年度大島町農業委員会総会が、令和6年9月24日（火）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 吉田義孝

4、出席職員は次の通り

坂上智彦 産業課長
山田貴訓 係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

日程第1：農地の権利移動の許可について

日程第2：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 おはようございます。それでは令和6年度第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名。欠席委員は0名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中1名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りいたしますが、ご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

向山議長 お異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は、1番委員と3番委員をお願いいたします。本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。それでは日程第1、農地の権利移動の許可について議案第7号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします

事務局(青木) はい。農地の権利移動の許可について、議案第7号を説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲-▲-▲-▲、〇〇、▲歳。譲受人は□□▲番地、〇〇、▲歳。申請地は〇〇▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、果樹を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして常時従事者1名です。労力状況につきましては労働力男1名、既存の農業機械等は草払機1台、運搬用一輪車1台です。次のページをご覧くださいと申請地の案内図となっております。申請地は□□の□□から、□側へ▲メートルほど進んだ□側に位置します。説明は以上です。

向山議長 はい。ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当員の方からの補足説明等ありましたらお願いいたします。私が説明します。2番、向山。議案7号、農地法3条、農地の権利移動の許可申請についての補足説明をいたします。令和6年9月19日地元委員、私、五十嵐委員、澤田委員、事務局青木氏の4名にて現地確認、調査見回りをいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々も不耕作地解消のためにもよろしくをお願いいたします。申請地の中は、4ヶ所に樺の木が植えられております。その中に古いハウスが1棟、作業用ですね。申請地の周りは樺の木、桤の木に覆われえており、防風林となっております。申請地内は何年も耕作放棄地となっておりますが、毎年親類の方が草刈を実施しており綺麗になっております。家庭用水分は無く、農業用水道は敷設済みです。平たんて日照時間も長く、海岸から離れておりますので塩害も考えられません。近隣への雨水、土砂等の流出も周りが土手になっており考えられません。作物は果樹、ブルーベリーを作付する予定とのことです。申請地は農振畑で□側の普通畑、農振畑、□側が普通畑で、□側は農振畑、□側も農振畑ですね、この地域全体が農振畑となっております。場所は先ほど事務局の説明いたしました通りです。以上、補足説明を終わります。他にどなたか、発言がある方は挙手でお願いいたします。

笠間委員 はい。

向山議長 はい。5番。

笠間委員 申請者は元々大島にゆかりがある方ですか。

事務局(青木) はい。

向山議長 はい。事務局。

事務局(青木) 特に大島に繋がりがある訳では無く、1から始めるそうです。ブルーベリー自体は本州で育ててはいますが、大島に来るのは今回が初めてで、特に繋がり等もあるわけでは無いそうです。

笠間委員 では、〇〇でブルーベリーを実際に育てていて実績もある。

事務局(青木) はい。

笠間委員 はい。了解です。

向山議長 その他何かありましたら。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第7号農地の権利移動の許可について、原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

- 向山議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号については原案の通り承認いたします。続きまして、議案第8号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい。議案第8号を説明させていただきます。申請人及び譲受人は□□▲丁目さ番地▲、○○、▲歳。譲渡人は□□▲丁目、○○。申請地は□□▲番▲及び□□▲番▲、面積は▲平方メートル、▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である○○は譲渡人である○○より申請地を遺贈にて取得したいというものです。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側へ▲メートル程進み、□側へ曲がり▲メートル程進み、□側に曲がり、▲メートル程進んだ□側に位置します。説明は以上です。
- 向山議長 はい。ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員からの補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 中拂委員 はい。
- 向山議長 はい。3番。
- 中拂委員 現地は荒廃農地で荒れてはいるのですが、それ以外は特段問題ないです。
- 向山議長 はい。ありがとうございます。他にどなたか発言のある方は挙手でお願いいたします。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい。5番。
- 笠間委員 この2名は親子ですか。
- 中拂委員 義理の親子で、お父さんの方の息子さんだそうです。
- 笠間委員 ですから、血の繋がりのない親子になってしまったので、今回3条での申請になったのだと思います。
- 向山議長 はい。ありがとうございました。他によろしいですか。
(～はいの声 多数～)
- 向山議長 それでは採決いたします。日程第1、議案第8号農地の権利移動の許可について、原案の通り承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 向山議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので議案第8号については原案の通り承認いたします。続きまして、日程第2、その他について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい。では説明させていただきます。1点だけお願いいたします。前回、第5回の総会の際にお話していた島外視察の候補地についてです。候補がある方は意見をいただければと思います。
- 向山議長 暫時休憩とします。
(～休憩中～)
- 向山議長 休憩を解きます。
- 事務局(青木) ご意見の結果、観光農園の視察と立川の農業試験場を視察することになりましたので、事務局で調整してスケジュールを立てさせていただき、皆様にお伝えしたいと思います。

対象としては農業委員と推進委員の皆様が対象になっておりますのでよろしくお願いいたします。

向山議長 ありがとうございました。他に何かございますか。それでは、特にないようですので、これを持ちまして、第6回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員